

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成31年2月26日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成31年2月26日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 平成30年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)

議案第16号 平成30年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

議案第17号 平成30年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

報告第3号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

出席委員(7人)

委員長 橋 口 海 平
副委員長 吉 田 孝 平
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 松 田 三 郎
委員 浦 田 祐 三 子
委員 岩 田 智 子
委員 竹 崎 和 虎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田 中 義 人
政策審議監 藤 本 聡
環境局長 久 保 隆 生
県民生活局長 瀬 戸 浩 一
環境政策課長 横 尾 徹 也
水俣病保健課長 梅 川 日出樹
首席審議員

兼水俣病審査課長 三 輪 孝 之
政策監 山 口 喜久雄
環境立県推進課長 橋 本 有 毅
環境保全課長 緒 方 和 博
自然保護課長 古 家 宏 俊
循環社会推進課長 城 内 智 昭

くらしの安全推進課長 村 上 敏 幸
消費生活課長 西 川 哲 治
男女参画・協働推進課長 真 田 由紀子
人権同和政策課長 森 上 大 右

商工観光労働部

部長 磯 田 淳
総括審議員兼政策審議監
兼商工政策課長 中 川 誠
商工労働局長 吉 永 明 彦
新産業振興局長 村 井 浩 一
観光経済交流局長 原 山 明 博
商工振興金融課長 浦 田 隆 治
労働雇用創生課長 石 元 光 弘
産業支援課長 末 藤 尚 希
エネルギー政策課長 坂 本 公 一
企業立地課長 深 川 元 樹
観光物産課長 上 田 哲 也
国際課長 波 村 多 門

国際スポーツ大会推進部

部長 小原 雅 晶
政策審議監兼
国際スポーツ
大会推進課長 寺 野 慎 吾

企業局

局長 原 悟
総務経営課長 西 浦 一 義
工務課長 伊 藤 健 二

労働委員会事務局

局長 松 岡 大 智
審査調整課長 中 島 洋 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠 田 仁
政務調査課主幹 佐 藤 誠

午前9時59分開議

○橋口海平委員長 それでは、ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局、労働委員会事務局の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしております議案は、予算関係2件でございます。

1つ目が、第1号議案の平成30年度熊本県一般会計補正予算として、総額6,900万円余の減額補正をお願いをいたしております。

その主な内容は、国の補正予算に対応した国立公園満喫プロジェクト推進事業の増額や本年度事業費の確定に伴う減額等でございます。

また、繰越明許費や債務負担行為の設定についてもお諮りをいたしております。

2つ目が、第13号議案の平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算で、総額8,600万円余の減額補正をお願いをいたしております。

これは、チッソ株式会社から県への返済額が当初見込みより増加したことなどに伴うものでございます。

これらにより、一般会計と特別会計を合わせた環境生活部の補正額は1億5,500万円余の減額となります。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして御説明申し上げます。

1段目の公害対策費ですが、環境政策課職員給として690万円余の減額補正を計上しております。

職員給与につきましては、前年度、平成29年度に在籍の職員給与をもとに当初予算を編

成しておりましたので、本年度現在の職員の給与に補正するものでございます。

職員給与につきましては、各課とも同様でございますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

なお、環境生活部全体といたしましては、職員給与は6,180万円余の減額となっております。

2段目は、チッソへの金融支援関係ですが、一般会計からの特別会計繰出金としまして1,000万円余の減額補正を計上しております。次ページ、3ページのチッソ特別会計への一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

これによりまして、一般会計で合計1,690万円余の減額補正となります。

次に、3ページをお願いいたします。

チッソの特別会計でございます。

1段目のチッソに対する貸付金償還元金は、チッソの平成29年度決算確定に伴う財源更正を行うものでございます。

2段目の特別貸付金は、平成12年の閣議了解に基づきまして、チッソの返済不足額の一部を貸し付けるものでございます。貸付金の財源としましては、特別県債を充てております。こちらにつきましても、チッソの決算確定に伴いまして貸付金の減額を行うものでございます。

3段目の特別県債償還利子は、本年度借入分の所要見込み額の減及び借入県債の利率確定に伴う減でございます。

これにより、特別会計で合計8,600万円余の減額補正となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、総額

1億3,400万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄にその内訳を記載しております。

1の水俣病総合対策事業費でございますが、これは平成7年の政治解決や水俣病救済特別措置法などにより救済された方々の医療費等のいわゆる扶助費でございます。これが当初予算額を上回る見込みのため増額するものでございます。

2の国庫支出金返納金でございますが、これは過年度の水俣病総合対策事業に対する国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

水俣病審査課の分とあわせて債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

水俣病総合対策事業等委託業務につきまして、1億8,300万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

これは、手帳所持者の方々への医療費の支給などに際しまして、年度当初から業務を実施する必要がありますため、今年度中に契約を締結するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

上から3段目の工業用水道事業会計等繰出金ですが、134万円余の減額補正をお願いしています。

これは、企業局職員に係る児童手当額が当初見込みを下回ったこと等による減額です。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございます。

す。

説明資料の8ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算でございます。

上から2段目、公害規制費でございますが、587万円余の減額補正をお願いしております。

これは、水生生物の保全を図ることを目的とした環境基準の類型指定を行うため、本年度から県内河川や湖の水生生物の生息状況などの調査を行っている事業でございますが、入札に伴います所要見込み額の減額をするものでございます。

次に、3段目の環境整備費でございますが、1,264万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄に記載しております。

まず、1の国庫支出金返納金でございますが、市町村が実施する水道施設整備事業の国庫補助につきまして、生活基盤施設耐震化交付金における平成29年度事業分の消費税に係る仕入れ控除税額の返納金36万円余の増額でございます。

次に、2の上水道費でございます。

これは、水道施設整備事業における補助対象事業費減に伴い、1,300万円余の減額をするものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

大気汚染監視業務の平成31年度に実施する分析委託業務につきまして、補正前に限度額133万円余の設定をお願いしておりましたが、これにPM2.5の成分分析業務委託を追加し、92万円余を増額して、補正後限度額を225万円余に変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古家自然保護課長 自然保護課でございま

す。

資料の10ページをお願いします。

主なものを説明します。

1段目の鳥獣保護費で600万円余の減額です。

右の説明欄の2の鳥獣保護対策事業費の指定管理鳥獣捕獲等事業は、県が鹿、イノシシの捕獲を委託しているものですが、入札残による減額です。

2段目の自然保護費で5,700万円余の減額です。

説明欄の2、自然環境保全対策事業費の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、熊本市の坪井川や宇城市の大野川の河口域に生育しておりますアシに似た外来生物スパルティナの駆除を実施しているものですが、国の内示減に伴う減額です。

3段目の観光費で1億8,800万円余の減額です。

説明欄の2の(1)国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業及び次の11ページの(2)国立公園満喫プロジェクト推進事業は、いずれも国立公園における施設整備等を行う事業ですが、国庫内示減に伴う減額です。

次の(3)満喫プロジェクト推進事業は、国の補正分で、九州自然歩道の改修など、1億7,300万円余の増額をお願いしております。

次の3の観光施設災害関連事業費は、阿蘇の草千里の給水施設の復旧事業で、阿蘇市から負担金をいただいて実施しておりましたが、事業費の確定に伴い負担金を返納するものです。

12ページをお願いします。

繰越明許費です。

農林水産業費で800万円余、商工費で1億7,300万円余、合計1億8,100万円余の繰り越しを計上しております。

右の欄の上段、特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、入札不調により、下段の

満喫プロジェクト推進事業は、国の補正に対応して実施するもので、年度内に十分な工期が確保できないことから繰り越しをお願いするものです。

自然保護課は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料13ページをお願いいたします。

まず、1段目の公害対策費につきまして、5,159万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおり、職員給与費の減のほか、3の環境立県推進費のうちバイオマス利活用推進事業に関し、市町村からの補助要望がなかったことによるものでございます。

次に、2段目の環境整備費につきましては、1億6,654万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄に主な内容を記載しております。

まず、1の一般廃棄物等対策費の中の災害廃棄物処理基金補助事業は、被災市町村が実施した災害廃棄物の処理費用に対し、国費をもとに助成を行うもので、当初は、毎年度、各市町村の起債償還実績に応じて補助する予定としておりました。しかしながら、この形では非常に長期間の補助となりますので、事務手続の簡素化等のため、市町村の減債基金等に積み立てるための補助という形とし、平成29年度のうちに事業が完了した市町村に対し、今後の予定額全額を一括交付することとしたため、1億5,751万円余の増額補正をお願いするものでございます。

なお、平成30年度に事業を完了した市町村分につきましては、当初予算のほうで改めて説明させていただきます。

2の産業廃棄物対策費につきましては、管

理者不在の最終処分場周辺の井戸水汚染への対応を目的として熊本市が行う水道接続事業に対し助成を行う無管理処理施設等環境汚染防止対策事業につきまして、補助対象世帯からの申請がなかったことなどから、合計249万円余の減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金ですが、1,159万円余の増額補正をお願いしております。

これは、海岸漂着物等地域対策推進事業において、平成29年度実施事業の交付額確定に伴い執行残を返納するもので、入札残や漂着物の量が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費の設定でございます。

バイオマス利活用推進事業で9,000万円の繰越明許費を計上しております。

これは、竹の総合利活用事業に係る地方創生交付金を活用した補助につきまして、事業者側の都合で事業の進捗がおくれていることに伴い、平成31年度に予算を繰り越すものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加2件でございます。

上段の産業廃棄物適正処理対策業務につきましては、弁護士との年間顧問契約について、下段のエコアくまもと環境教育推進事業につきましては、エコアくまもとへの環境教育の実践の委託について、ともに年度当初からの契約が必要となるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料17ページをお願いいたします。

中段の諸費でございますが、103万余の減額を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

事業といたしまして、再犯防止推進事業は、国、地方公共団体の共同による地域における効果的な再犯防止対策のあり方について調査する再犯の防止に関する国の委託事業の実施に関する経費でございますが、国庫委託金の内示減による減でございます。

続きまして、資料18ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加が1件ございます。

性暴力被害者サポートセンター運營業務は、性暴力被害に遭われた方に対し、相談、支援を行うものでございます。年度がわりでも切れ目なく相談、支援を実施することができるよう、債務負担行為をお願いしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の19ページをお願いします。

消費者行政推進費で補正額936万円余の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

増額は、1、職員給与費で、それ以外は減額補正でございます。

2、消費者行政推進費は、国の交付金等を活用し、県及び市町村の消費者行政の推進や災害に関連した事業を実施するものでございます。

また、3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談・啓発事業に要する経費でございます。いずれも所要見込み額の減でございます。

続きまして、資料の20ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業は、県消費生活センターへの法律的助言等の業務委託でございます。

下段の消費者生活再生総合支援事業は、熊本地震の被災者や多重債務者などの方々に対する総合的な生活再生支援のための業務委託でございます。

いずれも4月当初から相談に対応できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の21ページをお願いします。

2段目の社会福祉総務費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

2の男女共同参画推進事業費のうち、くまもとの女性活躍促進事業につきまして、264万円の減額でございます。これは、事業に係る所要見込み額の減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

22ページをお願いいたします。

職員給与費は増額となっておりますが、その他は減額となっております。

まず、上段の諸費ですが、右の説明欄をごらんください。

2の人権啓発推進費につきまして、国庫委託額の確定等に伴い、538万円余の減額でございます。

(1)、(2)の事業は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るもので、(1)は市町村が受託し実施する事業、(2)は当課が受託し実施する事業でございます。

次に、下段の社会福祉総務費ですが、説明欄の2の地方改善事業費につきまして、1,033万円余の減額でございます。これは、市町村が設置する隣保館の施設整備費に対する国庫補助額の内示に伴う減額でございます。

以上、人権同和政策課合計で388万円余の増額をお願いしております。

23ページをお願いいたします。

540万円余の債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、スポーツ組織と連携した人権啓発及びバス車内放送を活用した人権啓発のための業務委託でございます。今年度に引き続き、新年度当初から実施したいと考えておりますので、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部関係の提出議案の概要について御説明申し上げます。

本日御審議いただく議案は、予算関係3件、報告1件でございます。

まず、予算関係については、一般会計において64億5,600万円余の増額補正を、特別会計においては3,800万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容は、国の第2次補正予算で措置されたグループ補助金の増額や県制度融資関係の予算の減額によるものでございます。

グループ補助金については、本人の事情によらない理由で本年度中に事業が完了しない

事業者などに対応するための経費で、繰り越しもあわせてお願いしております。

また、来年度の委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

次に、報告については、回収納付金を受け取る権利の放棄について御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○中川総括審議員 商工政策課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

1段目の商業総務費、2段目の大阪事務所費の職員給与費につきましては、先ほど環境生活部からも説明がありましたとおり、当初予算算定時点との差額分を計上しております。

3段目の福岡事務所費は、市町村からの派遣職員人件費に対する負担金でございます。

商工政策課としましては、総額2,759万円余の増額補正でございます。

なお、職員給与費及び他自治体からの派遣職員負担金につきましては、職員の入れかわりや人件費の増減に伴うもので、各課共通でございますので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を3本お願いしております。

1段目の地域活性化雇用創造プロジェクト事業につきましては、事業者向けの人材育成及び事業者と求職者のマッチング支援等の継続事業でございまして、4月年度当初からも切れ目なく支援を実施するため、また、2段

目、3段目につきましては、大阪事務所及び福岡事務所の職員宿舎の契約を年度内に行う必要があるため、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

福岡事務所施設賃借につきましては、年度当初で債務負担行為の設定をしておりましたが、福岡事務所が入居しているアクロス福岡の賃料値上げ及び10月からの消費税増税に伴い契約額を変更する必要があるため、債務負担行為を変更するものでございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正予算でございますが、主なものについて説明させていただきます。

2段目の中小企業振興費につきまして、右の説明欄でございますが、2の金融対策費で104億6,300万円余の減額をお願いしております。

制度融資に関しまして、当初予算の段階では、地震対応資金に係る平成29年度末の残高を約1,000億円と少し余裕を持って見込んでおりましたが、実際の残高は約873億円となったことから、貸付原資となる預託金が64億円余減少したこと、また、新規融資枠に対する貸付原資となる預託金も、新規融資の需要と照らして32億円余の執行残が生じることなどから減額するものでございます。

次に、3の中小企業団体等補助金につきましては、熊本県中小企業団体中央会への補助でございますけれども、補助対象職員が一時期欠員したことなどに伴い減額を行うものです。

また、4の小規模事業対策費補助につきましては、商工会等に対する補助でございますけれども、給与改定に伴う人件費分の増額をお願いしております。

次に、29ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費につきまして、右の説明欄でございますが、(1)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業で179億6,700万円余の増額をお願いしております。

これは、国の第2次補正予算で計上されたグループ補助金の追加措置に伴うもので、公共交通インフラの復旧のおくれなどによって今年度中に事業を完了しない事業者や補助申請できない事業者などに対応する経費でございます。

なお、公共交通インフラ等の復旧の影響により、これまで復旧計画を立てることができなかったグループ未加入の事業者に対応するため、現在、最終のグループ加入手続を、3月11日を期限として実施しているところでございます。

次に、(2)中小企業等復旧・復興支援事業につきましては、グループ補助金に係る関連経費につきまして、執行状況を踏まえて減額するものでございます。

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

ここからは中小企業振興資金特別会計でございます。

上段の中小企業振興資金助成費につきましては、所要見込み額の精査により242万円余を減額するほか、その下段の元金、利子及び一般会計繰出金につきましては、繰り上げ償還額等が見込み額を下回ったことにより減額を行うものです。

以上、一般会計、特別会計合わせまして71億2,900万円余の増額をお願いしております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

商工災害復旧費で183億3,600万円余の設定をお願いしております。

右の事項欄でございますが、上段の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業につきましては、今回の2月補正予算計上分について、年度内の完了が見込めないため、その全額につきまして繰越明許費の設定をお願いしております。

また、下段の商工会等施設等災害復旧補助事業につきましては、9月補正予算で計上しました熊本県商工会館の建てかえに係る部分でございますが、工事は3月に着工されるものの、年度内での完了が見込めないため、こちらもその全額について繰越明許費の設定をお願いしております。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

継続事業でありますグループ補助金申請受け付け等に係る業務委託につきまして、年度当初から業務を実施する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

少し飛びまして、50ページをお願いいたします。

報告第3号熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告についてでございます。

こちらは、これまでも随時報告させていただいておりますが、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第4条の規定に基づき、権利放棄した案件を報告するものでございます。

右側51ページに概要をおつけしておりますので、そちらで説明させていただきます。

今回の放棄案件は2件で、放棄した日は平成31年1月8日。いずれも、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基

づく事業再生に係るものでございます。

事案Aにつきましては、熊本地震によりまして自宅は一部損壊し、地盤が崩壊、また、地震の影響により事業所を閉鎖することとなった法人の元経営者に対する放棄案件でございます。

事案Bにつきましては、熊本地震により休業を余儀なくされ、その後営業を再開されたものの、人手不足により規模縮小となり、売り上げが大幅に減少となった個人事業主に対する放棄案件でございます。

県の放棄額は、融資残高に非保険割合、責任共有割合及び県の損失補償割合を乗じた額から回収額を減じ、事案Aは11万2,437円、事案Bは25万5,500円となります。

なお、52ページのほうに、参考資料として制度概要をおつけしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の33ページにお戻り願いたいと思います。

主な内容について説明いたします。

職業訓練総務費について、1,664万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、認定訓練事業費について説明します。

この事業は、認定職業訓練校が行う在職者の訓練に係る経費の一部を補助する事業でございます。社員の業務多忙などを理由として、訓練科や訓練生の数が当初見込みより少なかったことに伴う減額が主なものでございます。

また、説明欄の4、国庫支出金返納金の認定訓練事業運営費補助金返納金ですが、176万円余の返納金をお願いしております。

これは、認定職業訓練校において、補助対象外経費となる備品の購入など、経費の計上

を誤っていたことなどの理由により県への返納が生じたことから、返納金を財源として国へ補助金の返還を行うものでございます。

次に、34ページをお願いします。

上段の職業能力開発校費について、2億7,381万円余の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の2、職業能力開発事業費の(2)離職者訓練事業において、人手不足の状況では離職後すぐに就職先が見つかるなどの理由により、職業訓練希望者が減少傾向にあることによる訓練事業費の減額、また、ITやコールセンターの就労促進に取り組んでいる地域創生人材育成事業において、受講希望者が見込みより少なかったことによる事業費の減額でございまして、両事業とも全額国庫委託事業により実施しており、国からの受託費の減額となります。

下段の技術短期大学校費について、581万円余の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の2の(1)技術短期大学校管理運営費において、非常勤嘱託である講師の報酬や教育機器の保守に係る委託料などが当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に、35ページをお願いします。

上段の失業対策総務費について、320万円余の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の雇用対策費(1)ジョブカフェ関連事業において、就労支援員の報酬や旅費などが当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

また、(2)地域活性化雇用創造支援事業においても、これも旅費などの事務費の節減による減額でございます。

以上が補正予算に関する説明でございます。

次に、36ページをお願いします。

債務負担行為の追加として5事業をお願いしております。

1段目から順番に、技能実習生を初め、外国人材の適正な受け入れに向けた県内企業などへの助言、支援を行う相談窓口を設置する外国人材受入支援センター運營業務、県内6カ所に設置し、障害者の就労のため相談などを行っている障害者就業・生活支援センター運營業務、ニート対策として県内3カ所に設置しております若年無業者就労促進事業、JR水前寺駅にあるジョブカフェくまもと施設賃借及びジョブカフェくまもとでキャリアカウンセリングを行うジョブカフェくまもと関係業務の5事業につきましても、いずれも4月の年度当初から事業を行うための委託契約を今年度内に行う必要があることから、契約手続を進めるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、37ページをお願いします。

こちらは債務負担行為の変更でございます。

離職者訓練等委託業務ですが、これは、昨年度2月議会の平成30年度当初予算時に、平成30年度から平成31年度にわたる離職者の職業訓練に関する委託について、補正前の欄のとおり債務負担行為の設定をお願いしていたところです。

今回、同様の事業において、さらに、平成31年4月1日から平成33年度にわたり、2カ年過程で実施する職業訓練及び訓練後の定着支援事業について委託契約を結ぶ必要があることから、当該事業における債務負担行為の追加設定が必要なため、補正後の欄のとおりお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

表3段目の工鉦業振興費です。1億9,805万円余の減額をお願いしております。

主なものを御説明します。

右の説明欄ですが、(2)地場企業立地促進費補助については、地場企業の施設整備及び雇用の創出に対する助成を行うものですが、当初予定していた企業の整備計画が後ろ倒しになるなど、今年度、これ以上の地場企業による工場等の新增設が見込めないことから、1億7,202万円を減額するものでございます。

(5)地域未来投資促進事業については、地域未来投資促進法に基づく県内企業の投資への助成等を行うものですが、委託事業の執行残や補助事業内定者の辞退等により所要見込み額が減少したことから、1,680万円余を減額するものでございます。

39ページをお願いします。

表1段目の産業技術センター費です。9,011万円余の減額をお願いしております。

主なものを御説明します。

右の説明欄ですが、3の試験研究費につきまして、7,904万円余の減額をお願いしております。

新規外部資金活用事業(特別支援事業)でございしますが、国の補助金等を財源に試験研究を行うものですが、国の補助事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、7,904万円余を減額するものでございます。

次に、表2段目の新事業創出促進費で135万円余の減額をお願いしております。

雇用創造連携型商品開発・販路拡大支援事業については、雇用の質の向上につながる企業の商品開発、販路拡大の取り組みに対する助成を行うものですが、補助事業者の計画変更等により所要見込み額が減少したことから、135万円余を減額するものでございます。

以上、産業支援課では、合わせて3億452万円余の減額をお願いしております。

続きまして、40ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

いずれも年度当初から業務委託を行う必要があります。債務負担行為をお願いするものでございます。

主なものを御説明します。

表2段目のインキュベーション施設運営事業ですが、県下に2カ所あるベンチャー企業等の育成のためのインキュベーション施設のマネージャー配置や施設の管理委託に要する経費です。

41ページをお願いします。

表2段目の計量検定業務ですが、計量法で定められた計量器、例えば、ガソリンスタンドのメーターやタクシーのメーター等が正常に動作するかというチェックを行っておりますが、これらの業務委託分でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

中段の工鉱業振興費につきまして、280万円の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1、工業振興費の新エネルギー等導入推進事業は、本県の地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を図る経費でございしますが、所要見込み額の減として80万円の減額補正をお願いしております。

2の鉱業振興費の阿蘇採石場防災対策事業は、阿蘇採石場の終掘に伴う防災対策として排水路整備を行う事業でございしますが、地元の要望により事業計画の変更が必要となったことから、本年度の工事の施工を見送ることとしたことで、200万円の減額補正をお願いするものでございます。

下段の新事業創出促進費につきましては、くまもと県民発電所推進事業として、県民発電所事業計画への支援や引き受け促進等を行う事業でございしますが、所要見込み額の減と

して190万円の減額補正をお願いしております。

以上、エネルギー政策課としましては、職員給与費と合わせまして545万円余の増額をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

上段の中小企業振興費と、その下の段の工鉦業総務費の説明欄をごらんください。

上から2行目の産業支援サービス業等集積促進事業と、その下の段の2の(2)企業立地促進費補助をあわせて御説明いたします。

これらは、誘致企業が一定規模以上の設備投資と雇用を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。産業支援サービスは、IT関係企業などの情報サービスを、立地促進費補助は、主に製造業を対象としております。

今回の減額理由は、いずれも操業開始時期がずれ込んだこと等によるものでございまして、それぞれ1億109万円と2億6,587万円余を減額するものでございます。

次に、その下の段の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金でございます。

これは、特別会計で整備しました菊池テクノパークの償還利子に係る特別会計への繰出金になります。

説明欄をごらんください。

償還利子確定に伴い、284万円余を減額するものでございます。

最下段の一般会計をごらんください。

職員給与費と合わせまして、一般会計全体では、総額3億5,747万円を減額いたします。

次に、44ページをお開きください。

特別会計の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

利子の段をごらんください。

これは、先ほどの一般会計からの繰出金減額に伴うもので、同額の284万円余を減額しております。

次に、一般会計繰出金の段ですが、城南工業団地の売却などに伴いまして、2億6,591万円余を増額するものでございます。

企業立地課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、上段の観光費でございますが、1,059万6,000円の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

2の(1)の熊本県観光連盟補助において、ことし開催いたします熊本 destination キャンペーンに向けて、観光連盟内に設置しました事務局への派遣職員の諸手当として531万7,000円の増額をお願いしております。

次に、2の(2)MICE等誘致促進事業につきましては、所要見込み額の減による減額補正でございます。

2段目の商工施設災害復旧費でございますが、5,342万4,000円の減額をお願いしております。

これは、熊本地震で被災しました伝統工芸館と産業展示場グランメッセの災害復旧等事業の入札に伴います執行残でございます。

お開きいただきまして、46ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を3件お願いしております。

まず、1段目につきましては、熊本市の桜町にございます熊本県物産館の家賃及び共益費でございます。

2段目につきましては、関西において販路拡大や物産展開催などを効果的に実施するた

めに専門スタッフを配置しておりますが、それに関する経費でございます。

最後の段でございますが、現在、九州観光推進機構に派遣しております職員の宿舍の借り上げに係る経費でございます。

以上3件、年度当初からの業務執行が必要な事項について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○波村国際課長 国際課でございます。

48ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加6件をお願いしております。

48ページ、まず1段目の事項につきましては、通訳、翻訳業務のほか、国際相談対応業務等に係る委託契約に関する経費でございます。

次に、2段目でございます。

本県出身海外移住者の子弟を、県費留学生として県内の大学に受け入れるための宿舍借り上げ等の経費でございます。

3段目の事項でございますが、シンガポールに設置しております熊本県アジア事務所の借館料等の経費でございます。

4段目につきましては、熊本上海事務所に派遣されている駐在員の宿舍借り上げ料等の経費でございます。

49ページをお願いいたします。

第1段目につきましては、県の海外展開及び県内企業の海外進出支援のため、貿易実務や語学力などの経験とスキルを有する民間人材の設置に係る委託契約でございます。

最後の事項につきましては、海外クルーズ船の安全かつ円滑な受け入れに係るDMOやつしろ等への委託契約の経費でございます。

以上6件、4月1日から業務遂行が必要な事項について設定しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

国際課は以上でございます。

○橋口海平委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

小原国際スポーツ大会推進部長。

○小原国際スポーツ大会推進部長 おはようございます。

それでは、提出議案の概要について説明いたします。

今回、予算関係として、3,300万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、職員の増員に伴う職員給与費の増及びラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会関係予算等の減に伴う補正でございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課でございます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

観光費としまして3,368万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

まず、1の職員給与費につきましては、職員の増員に伴う増額補正として1億2,416万円余の増額をお願いしております。

次に、2の観光客誘致対策費としまして9,048万円余の減額をお願いしております。

まず、(1)の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業は、パークドームのバリアフリー改修工事の完成に伴う執行残などについて減額補正するものでございます。

次に、(2)のラグビーワールドカップ2019

推進事業は、えがお健康スタジアムの改修事業につきまして、国の交付金の内示を踏まえ、大会開催に必要な事業を精査したことなどによる執行残について減額補正するものでございます。

最後に、(3)のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業は、キャンプ誘致に伴います経費の執行残について減額補正するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

原企業局長。

○原企業局長 企業局です。おはようございます。

今回御提案申し上げております議案は、平成30年度熊本県電気事業会計補正予算など、予算関係3件でございます。

電気、工業用水道及び有料駐車場3事業の補正予算の主な内容は、発電所リニューアル事業の執行見込み額の減、工業用水道事業に係る国の2次補正に伴う国庫補助事業の増及び職員給与費の確定などに伴う補正となっております。

そのほか、31年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議よろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございます。

2月補正予算案の内容について御説明いたします。

説明資料の55ページ、平成30年度2月補正予算総括表につきましては、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業会計の補正予算についてまとめたものでございます。

説明資料の56ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収入の営業外収益41万円余の減額補正は、児童手当の確定に伴う一般会計からの繰り入れの減によるものでございます。

また、収益的支出は、荒瀬ダム撤去工事の完了に伴う組織改編等により職員数が減少したことなどによる給与費の減で、3,597万円余の減額でございます。

続いて、説明資料の57ページをお願いいたします。

資本的収支の収入、企業債2億9,500万円の減額補正につきましては、今年度の起債対象事業の執行見込み額の減によるものでございます。

資本的支出3億489万円余の減額補正は、荒瀬ダム関連職員給与費の減と市房及び緑川発電所のリニューアル事業の執行見込みの減によるものでございます。

次に、説明資料の58ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収入は、児童手当の確定に伴う一般会計からの繰り入れの減等で70万円余の減額、収益的支出は、職員給与費の減等で50万円余の減額でございます。

続いて、説明資料の59ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、今年度当初に要望しておりました補助事業が不採択となったことによる補助金8,230万円の減額、また、今回の国の2次補正に伴いまして、補助金7,040万円、企業債2億5,800万円及び福岡

県、大牟田市、荒尾市、苓北町からの工事受託金3億2,101万円余の増額でございます。

次に、資本的支出の建設改良費につきましては、八代工水の設備更新工事の執行見込み額の減で1億2,750万円余の減額、また、国の2次補正に伴う工事費6億5,987万円余の増額でございます。

説明資料の60ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計は、児童手当の確定に伴う一般会計からの繰り入れの減で16万円余の減額、収益的支出は、職員給与費の増で183万円余の増額でございます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定では、まず電気事業会計において、発電所設備の保守点検業務委託等新年度4月1日から実施する事業について、年度内に契約する必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものです。

最後に、説明資料の62ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計では、設備の保守点検業務委託等について、本年度中に契約を行う必要がありますので、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものです。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

松岡労働委員会事務局長。

○松岡労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。

今回提案いたしております補正予算1件について御説明をいたします。

説明資料の63ページをお願いいたします。

上段の委員会費についてでございますが、労使紛争の審査、調整、あっせん等の実績に合わせて委員報酬を減額するものでござい

ます。

次に、下段の事務局費についてですが、職員給与費につきまして、職員の異動等に伴い所要の調整を行い、給与等を増額補正するものでございます。

以上、合わせて722万1,000円の増額補正をお願いいたしております。これにより、補正後の当委員会の予算総額は1億951万円となります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について、各部署を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 数字の話で、小さい話かもしれませんが、資料の2ページ、3ページ。

環境政策課長からも御説明いただきまして、冒頭、部長からも、このチッソからの返済額が見込みより増加したということでした。ちょっと簡単な確認ですけれども、2ページのほうが、特別会計繰出金で1,000万円減額と、そして、その次のページが7,600万と1,000万と、ここは同じ数字になっている。ということは、これは一旦繰り出したけれども、返済額が多いので、そこまで要りませんでしたと、あと次のページは、まあ、それだけ貸し付けも必要なかったということですかね、簡単に言うと。

それと、その返済額は見込みより多かったということは、繰出金と書いてあるので、一旦多かった分は一般会計へ入るんですか。それとも、これは特別会計で受けて、また次年

度以降出すとか。ちょっとその辺、簡単に結構ですけれども、説明してください。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、1点目なんですけれども、1点目は、今松田委員がおっしゃられたとおりでございます。

それから、2点目の特別会計に入るかということなんですけど、まずちょっと背景を説明いたしますと、チッソのこの返済につきましては、まず平成12年の閣議了解でこういう仕組みが決まっております、経常利益、チッソのいわゆるもうけが決算確定によって決まりまして、そこの中から患者さんへの補償費をまず第一番に充てます。充てて、そして税金を引いた後、その残った額をお返しするというので、返済に充てるということで、それは県のほうの特別会計に入るようになっています。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 私もちょうと説明を受けたような気がするんですけども、29ページの商工振興金融課。

このグループ補助金の179億なんですけれども、本人の事情によらない理由って、まあ道路の問題とかいろいろあるんですけども、もう少しこの辺ちょっと詳しく御説明をいただきたいんですけども。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

本人の事情によらない理由といいますと、まず交通インフラがおくれている関係で復旧ができない、例えば、阿蘇の旅館さんでござ

いますとか、そういったところがございます。それと、どうしても白壁土蔵づくりとか特殊な建築物で職人が不足して、要するに工事業者が不足しているというようなものもございまして、例えば、熊本市内の酒造メーカーあたりがそういったことでおくらせています。

それと、工事の工程自体が、15億という補助金ということで、事業費としては20億円を超えるんですね。それが、やっぱり工期としてある程度確保しなければならないということで、どうしても工期の関係でできない事業者も結構いらっしゃいます。

それと、先ほど交通インフラの関係で申しましたけれども、例えば、益城の土地区画整理事業でありますとか4車線化の話、それと熊本市の液状化の話、それと阿蘇方面のインフラ、災害復旧の関係、こういったところが本人の事情によらない、インフラ、交通インフラの復旧のおくれによってまだ申請ができないとか工事が終わらないという人たちがいらっしゃるということで、今回、予算措置をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 大体のその件数みたいなものは把握できているんですか。それとも、あけてみらんとわからぬということなんですか。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今回、180億円ほどの予算を措置しておりますけれども、このうち、まず今まで交付決定しているけれども、工期内に工事が終わらない、要するに事故繰越を今させていただいておりますけれども、ことしじゅうに終わらないと言われる人たちが、150億円ぐらい必要かなというふうに見込んでおります。

それと、既にグループ認定をさせていただ

いておりますけれども、まだ申請ができていない人、例えば、先ほど申しました益城の区画整理地区内の方とか4車線化のところとか、そういったところに対しまして約20億ほど、それと、今グループ認定の加入手続をやっておりますけれども、今後、いろんな事情でまだグループ加入ができてない方に対して予算措置する分が12億ほどという形で、国と協議してこの予算をいただいたところでございます。

○氷室雄一郎委員 期日の問題ですけれども、これはもう決まった中でやるんですかね。繰り越しというのは考えられないんですか。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、28年度補正予算で1,475億ほどの予算措置をさせていただきましたけれども、その予算を活用して交付決定したものについては、29年度に明許繰り越しをして、30年度まで事故繰越で何とか対応できる。それでも終わらない人たちが、先ほど申しました方がある程度いらっしゃるということで、今回、150億ほどの予算措置をさせていただきましたということです。

これは、一般的に、我々としましては、事故繰越をしたら、その年度までに、例えば、ことしでいけば30年度までに終わる必要があるんですけれども、国と協議して、東日本でも適用された再交付という決定手続を経ることによって、もう1年なり対応できるというような形をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○松田三郎委員 これはタイミングを考えると後議のほうで質問がいいのかなと思います

けれども、可能ならばお答えいただきたいんですが、さっき、最終の募集を3月11日締め切りをなさると。これは確認ですけれども、今まで全くどこにもグループ申請とか手を挙げていらっしゃる方が、それでももういませんかということの募集ということですかね。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今松田委員が言われたとおり、もう最後ですよという形で、今までグループ申請されていない方で事情がある方について、今グループ加入の手続を進めさせていただいているところでございます。

○松田三郎委員 聞くところによると、国のほうも、もちろん今までも最大限支援をさせていただいて、片一方は、まあ、だらだらだらだらと言っちゃいかぬですが、次から次に出てくるから、大体もうどれぐらいなもんだろうかというのを県のほうに、それをもう把握してくれないかというようなオーダーがっていると、以前からという話も聞きます。

ということは、最終の——まだ期限が前の時期で聞くのも何ですが、一応、今回11日まで待って、これで最終ですと。仮に、ああうちは忘れとったと、11日以降ですね、とか、そういうケースは、今まで丁寧に進めてこられたので、まあほとんどというか、ないだろうと思いますけれども、仮にあった場合は、もう最後の締め切りは終わっていますからだめですとなるのか、もしくは、いやいや、それはしようがなかですねとなるのか、あるいは今までの補助率とかかなり優遇された率ですので、これじゃなくて、それに似た、ちょっと補助率は低いけれども、それならいけますよとなるのか、どれですかね。

まだ終わってないのに聞くのもなんですが、それだったら後議で——ちょうど後議の

委員会が締め切りの翌日なんですね、多分。ですから、それは後議の委員会でお答えしますということでも結構ですけれども。

○浦田商工振興金融課長 今松田委員が言われたようなことがないように、今周知に一生命懸命努めております。

各商工会にも、国の予算のめどが立った段階でお話をさせて、あらかじめ2～3カ月前から周知をさせていただいておりますし、特に益城とか南阿蘇とか西原といった商工会については、つぶさに洗ってくれというふうな話もしています。

それと、県の復興事務所といいますか、4車線化をやるところと土地区画整理事業をやるところにつきましても、具体的な地権者とかわかっておりますので、そういうところのリストと今まで申請された方たちを突き合せて、それで申請されていないような方については、また商工会にフィードバックして、これはどうなっているのという話をさせていただきながら潰しております。

さらに、そこでまだできてない、確認できてない人は、今電話で確認する等の万全の手続で進めていきたいと思っております。

そういった形で、漏れることがないようにするというのが我々の使命だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松田三郎委員 わかりました。まあ、浦田課長がやられることでしょうからですね、水も漏らさぬような。

被災なされた方、企業に、まあ余り過度なことは言いたくありませんが、月数、年数もこれぐらいたっていますので、多少そういう希望のある方、そちらのほうも努力してくださいと、商工会なり商工会議所なり県に問い合わせなりというのは、当然今までなさってきたことでしょうからですね。

はい、わかりました。以上です。

○竹崎和虎委員 今御説明いただいたグループ補助なんですけれども、最終の募集ということで、今松田先生からもございました、忘れとったとか、まだ応募をしていなかった云々の中で、先ほど本人の事情によらない理由、交通インフラであったり、特殊建築であったり云々の説明がありましたけれども、それに該当しない方は、今回、この募集ということか、相談をされても切られる可能性があるということですか。該当しない場合もあるということですか。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今竹崎委員からの御質問ですけれども、今回の国の予算折衝の中で、まず1つは、今年度中に終わらない人たち、その人たちに対応するということと、今までグループ認定されているけれども、まだ申請ができていない人に対応するということと加えて、まだ潜在的にいらっしゃるんじゃないかと。特に、交通インフラの関係とか、まだまだ将来的に長くかかるような方たちがいらっしゃるの、そういった方たちに対応するために、先ほど言いました、12億円ほどの予算枠を何とか御理解いただいて対応したところでございます。

そういう人たちに対応するために予算を措置させていただいているわけでございますので、ある程度やっぱり何らかおくれた理由なりが明確にないと、我々も国に対して説明ができないというところはございます。

ただ、事業者の方たち、何でおくれたのか、どういう事情があったのか、そういうのを丁寧に聞きしながら、実際に具体的なお話を聞かせていただきながら判断させていただきたいなと思ひしているところでございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。
——なければ、これで……

○松田三郎委員 済みません、すぐ終わります。資料46ページの観光物産課。

大した質問じゃありません。一番下ですね。機構に派遣されている職員さんのことで、これは、まず何年前から何人——多分1人か。何年前から何人派遣なさっているかというのをちょっとまず教えてください。

○上田観光物産課長 九州観光推進機構の発足が平成17年の4月でございます。その時点から、常時1人派遣をしております。

○松田三郎委員 ということは、あれでしょう、借り上げ費というのも、何か追加となっているから、人がふえたという意味じゃなくて、今まで債務負担行為で提案してなかったのを、単年度単年度でこれぐらい借り上げ費が要するというので上がっているということですかね。

○上田観光物産課長 はい、松田委員のおっしゃるとおりでございます。

○松田三郎委員 貴重な1名を出していらっしゃるわけですが、これはどうですか、効果ありますか。

○上田観光物産課長 もう発足からちょうど14年たつわけでございますが、ちょうど14年前が、国内の大消費地から人を呼んでこようと。そのときのライバル視していましたが、九州対北海道と沖縄。で、北海道、沖縄のお客様を、特に首都圏を中心にした方々を九州に少し多く呼び込もうということで発足をしてまいりまして、当初は国内対策が主でございました。

御承知のとおり、最近、もうほぼインバ

ウンドが主力になってまいりまして、今、特に海外に行きますと、北海道、沖縄という地名度はあるんですが、九州という知名度がまだまだのときに、もし機構がないと仮定しますと、熊本県ですとあるいは鹿児島県ですという単県でいっていたものに比べれば、インバウンド対策では、非常に九州という知名度が、徐々にですが、上がってきているかなというふうに感じます。

それから、機構の中の仕事が大きく3つございまして、1つが国内誘致、それと海外の誘致、それと九州全体での観光戦略を策定するというところでございます。特に、最後の九州全体での観光戦略を議論する場が九州地域戦略会議、知事出席で、かつ、九州各県の財界の方々もおりますので、そこで九州全体での観光指針というものが示されるというところが、非常に九州一体での取り組みに対しては大きなメリットかなというふうに思っております。

○松田三郎委員 わかりました。

最後に、参考までにお伺いしますが、これは各県1名ですか、それとも職員数が多い福岡なんか多いとかというのがわかれば教えてください。

○上田観光物産課長 発足当時から、一貫して各県1人です。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 観光物産課、45ページなんですけれども、M I C E等の誘致促進事業で、1,000万円の減額補正になっています。所要見込みの減ということで、減額ということではいいんですが、その中身をちょっと教

えてください。何で減額か。

○上田観光物産課長 1,000万円の減でございますが、済みません、説明が漏れておりましたけれども、平成30年度、本年度当初予算で初めて復興支援分のMICE誘致促進事業ということで、既存の1,900万円とは別に1,000万円分予算をお認めいただいております。

その1,000万円の条件は、かなりハードルを高くしております、復興支援分ですので、まず開催する場所が熊本市か益城町か南阿蘇村、それから3年程度継続開催が見込めるもの、それと各回1万人以上の集客が見込めるという、この3点で特別に1,000万円お認めいただいたところです。

今回、いろいろと募集もしたり、案件を探したりしていましたが、今年度の執行見込みが立たなかったということでございます。

以上です。

○岩田智子委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第12号、第13号及び第16号から18号までについて、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第6回経済環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長